

議案第53号

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年8月31日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等の一部改正に伴い、西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する必要があるため。

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

西脇市福祉医療費助成条例（平成17年西脇市条例第 109号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第16号中「保険者たる国及び地方公共団体」を「保険者たる地方公共団体」に改める。

附則第10項中「第 4 条第 2 号及び第 3 号」を「第 3 条第 2 号から第 4 号まで」に、「とする。」を「とし、所得の確認を必要とする者が地方税法第 318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第 1 項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市福祉医療費助成条例の規定は、平成30年 7 月 1 日から適用する。